

---

# 地球温暖化対策推進法の見直しの視点（案）

---

2020年11月

# 本検討会での議論の進め方（案）

- 地球温暖化対策を巡っては、直近の法改正以降、パリ協定の締結、IPCC1.5度特別報告書の公表、政府において、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の策定、さらには総理所信における2050年カーボンニュートラル宣言など、脱炭素社会に向けて国内外で様々な動きが見られる。
- 地球温暖化対策推進法の見直しについて議論する上で、脱炭素社会に向けたこのような動向をどのように捉えるべきか議論してはどうか。
- また、地方自治体において、人口規模で8,000万人を超える自治体が、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。さらに、事業者においても、脱炭素経営に取り組む企業が世界トップクラスとなる勢いで拡大し、こうした動きと両輪で、ESG金融が急速に拡大している。
- 今後、脱炭素社会への移行の加速化に向けて、ゼロカーボンシティの動きを後押しするためのソフト・ハード両面からのパッケージ支援（再エネ最大限導入の計画づくり、人材育成、地域の再エネ主力化に向けた支援）や、その移行を支えるESG金融・脱炭素経営の後押しを更に進めることが重要。予算的支援と相まって、カーボンニュートラルを目指すノンステートアクター（地域、企業）による脱炭素化の取組を制度的にも後押しすることが求められているのではないかと。
- そこで、本検討会では、地球温暖化対策推進法に基づく個別施策として、地域（地方公共団体実行計画制度）や企業（算定報告公表制度等）に関する論点について集中的に議論してはどうか。  
※なお、政府の取組については、政府実行計画を今年度中に見直しを行うとされており、別途の場で検討予定。

# 見直しの視点（案）

- 本検討会では、以下のような視点から、地球温暖化対策推進法の見直しについて議論することとしてはどうか。また、それぞれの論点について、どのような制度的対応が考えられるか。

## <総論>

- 直近の法改正以降の、パリ協定の締結、IPCC1.5度特別報告書の公表、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の策定、更には**総理所信における2050年カーボンニュートラル宣言**など、脱炭素社会に向けて国内外で様々な動きが見られる中、**地球温暖化対策推進法の見直しについて議論する上で、こうした動向をどのように捉えるべきか。**

## <個別施策>

### (地域)

- 地域における**グリーン社会の実現**に向けて、**地方公共団体実行計画制度は、どのような役割を担うべきか。**
  - ✓ 長期的かつ具体的な取組が求められる中、実行計画の実効性を高める観点から、どのような仕組みが必要か。
  - ✓ とりわけ、ゼロカーボンシティを始めとする**地域の脱炭素化を促進するプロジェクト**（例：再エネを活用したまちづくり）**を推進**するため、どのような仕組みが必要か。その際、プロジェクト実施の**合意形成を円滑化**し、地域トラブルの回避につながるような仕組みが必要ではないか。また、自治体、地域により積極的になっていただくためには、プロジェクトが**地域に対しどう貢献するか**といった視点も重要ではないか。さらに、そうしたプロジェクトの実施を円滑化するため、**国としてもどう連携して支援していくか。**
- 自治体が、実行計画の推進に当たり、**地域内の排出量の算定や施策の効果測定をより精緻に行う**ことができるようにするために、どのような仕組みが必要か。

### (企業)

- デジタル化・オープンデータ化が求められる中、算定報告公表制度における**行政手続や報告データの取扱い**はどうかあるべきか。
- また、脱炭素化に積極的な企業が**ESG投資家、関連企業、消費者等から評価**され、**グリーン投資の更なる普及の制度的基盤として算定報告公表制度が活用**されるために、どのような仕組みが必要か。

# 見直しの視点及び制度的対応の状況①

## 見直しの視点

- 直近の法改正以降の、パリ協定の締結、IPCC1.5度特別報告書の公表、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の策定、更には**総理所信における2050年カーボンニュートラル宣言**など、脱炭素社会に向けて国内外で様々な動きが見られる中、**地球温暖化対策推進法の見直しについて議論する上で、こうした動向をどのように捉えるべきか。**

## 制度的対応の状況

- 現行法は、気候変動枠組み条約の究極目標の実現が法目的に記載されている。
- また、地球温暖化対策計画において、計画期間・目標や基本的方向性等を定めることとされている。
- なお、脱炭素社会を目指すこと等については、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において記載されている。

## 見直しの視点及び制度的対応の状況②

### 見直しの視点

- 地域におけるグリーン社会の実現に向けて、地方公共団体実行計画制度は、どのような役割を担うべきか。
  - ✓ 長期的かつ具体的な取組が求められる中、実行計画の実効性を高める観点から、どのような仕組みが必要か。
  - ✓ とりわけ、ゼロカーボンシティを始めとする地域の脱炭素化を促進するプロジェクト（例：再エネを活用したまちづくり）を推進するため、どのような仕組みが必要か。その際、プロジェクト実施の合意形成を円滑化し、地域トラブルの回避につながるような仕組みが必要ではないか。また、自治体、地域により積極的になっていただくためには、プロジェクトが地域に対しどう貢献するかといった視点も重要ではないか。さらに、そうしたプロジェクトの実施を円滑化するため、国としてもどう連携して支援していくか。
- 自治体が、実行計画の推進に当たり、地域内の排出量の算定や施策の効果測定をより精緻に行うことができるようにするために、どのような仕組みが必要か。

### 制度的対応の状況

- 現行法は、都道府県・政令市・中核市等が、区域内の排出削減等の施策について計画を策定することとなっている。（具体的には、①再エネ利用促進、②事業者・住民の削減活動の促進、③地域環境の整備・改善、④循環型社会の形成の4つのカテゴリー。）
- 計画の策定に当たり、住民等の意見の反映や関係自治体の意見聴取等を通じ、地域の合意形成を図ることとされている。また、協議会の設置も可能。
- 計画の策定時に公表するほか、毎年1回、実施状況（排出量含む）を公表することとされている。
- なお、広域的な再エネ調達や、複数自治体による実行計画の共同策定など、自治体間の連携事例も見られる。

## 見直しの視点及び制度的対応の状況③

### 見直しの視点

- デジタル化・オープンデータ化が求められる中、算定報告公表制度における行政手続や報告データの取扱いはどうあるべきか。
- また、脱炭素化に積極的な企業がESG投資家、関連企業、消費者等から評価され、グリーン投資の更なる普及の制度的基盤として算定報告公表制度が活用されるために、どのような仕組みが必要か。

### 制度的対応の状況

- 現行法は、企業が自ら排出量を算定・報告し、国がこれを集計して公表することにより、自主的な排出削減を促す趣旨。
- 報告データは企業単位に集計し公表されている。また、事業所別の情報についても、別途、開示請求手続を行えば開示される（権利利益が害されるおそれがある場合は、保護請求が可能）。
- なお、現状、排出量データの報告から公表までに約2年を要している（紙媒体中心の報告のため、国による集計事務に時間を要している）。現在、電子報告システムを構築中。

# 本検討会の今後のスケジュール（案）

○本検討会では、今後、以下のようなスケジュールで検討を進めることとしてはどうか。

## 【11月下旬】

### 第2回会合

- ✓ 企業の脱炭素化に向けた地球温暖化対策推進法の見直しの検討（算定報告公表制度等）
- ✓ 関係者ヒアリング

## 【12月上旬】

### 第3回会合

- ✓ 地域の脱炭素化に向けた地球温暖化対策推進法の見直しの検討（地方公共団体実行計画制度等）
- ✓ 関係者ヒアリング
- ✓ その他の論点に関する検討

## 【12月下旬】

### 第4回会合

- ✓ とりまとめ（案）について